

平成24年度 仙台市農政推進協議会 議事の概要

平成25年2月6日（水）10:00～
仙台市役所 本庁舎3階 第1応接室

1 開 会

2 あいさつ

《伊藤会長（副市長）あいさつ》

3 委員等紹介

《出席委員・事務局職員の紹介》

4 協議

1. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

《村上農業振興課長より説明》資料1のとおり

【質疑 伊藤委員（東北大学大学院農学研究科教授）】

- ・ 今回、見直しを行った基本的な構想案については、概ねよいと考える。
- ・ しかし、震災の被害を受けた東部地域において、現在、農地集積の取り組みが加速度的に進んでいるが、今後、H26年度以降に営農再開される予定のエリアについては、農地として復旧することが困難となる可能性がある。そのため、地域の担い手への農地集積をさらに進めていくためには、新たな農地管理の手法等を模索していく必要があると考える。
- ・ 集落営農組織や法人化を推進することは、望ましい方向性で、震災の被害が軽微なところ、津波被災のないエリアについては、そのような方向で進んでいくと考えられる。
しかし、今回、営農類型の見直しを行い、現在、主流となっている作業受委託型と借地型を統合し、より経営の安定化が強い借地型を推進していくとの説明であったが、作業受委託型の営農類型も必要となるのではないか。この部分については、認定農業者連絡会会長の品川委員や佐藤委員の意見もぜひ伺いたい。
- ・ 個別経営体の営農類型に農家レストランが追加されたのは、非常によいと思われる。自分の畑で作った新鮮な野菜を使って、地元の創作料理等を提供する農家レストランという営農形態は、市の農業の発展や経営基盤の強化に寄与していくと考えられる。
ただ、今回、見直しを行った営農類型に、農産加工の占めるウェイトが高い農業者をすくいあげるような類型がなく、今後、6次産業化などを進めていく上で、今、掲げられている7類型にこだわらず、類型を増やすことも検討する必要があるのではないか。多様化している担い手の個別の状況等を鑑みながら、幅広い営農類型を想定することも必要であると考ええる。

【質疑 品川委員（宮城中央農業共済組合長理事兼仙台市認定農業者連絡会長）】

- ・ 農家の立場から発言させていただくと、以前は、作業受委託のほうがよかったことは事実であるが、現状では、農地を貸し借りするほうが効率がよいと考えている。しかし

ながら、自分の土地へ執着が捨てられない方や土・日のみ農作業したい方等がまだまだおり、機械作業のみ受委託したいという要望を考慮すると、当分の間は、作業受委託を営農類型として入れておくべきなのではないかと考える。

- ・ 全体としていえることだが、農地の利用集積は非常に難しいと感じている。今の農家の状況を考えると、農地を貸したい方は多くいるが、作業効率がよくなるので、農地を借りたいという希望をもっている農業者はまだ少ない。そのような状況で、貸したいという農地を誰が耕作するのか、借り手がなかなか決まらず、何年も経過してしまうことがある。

単純に規模拡大を目指す農家を待つのではなく、これについては、行政やJAが意欲ある農業者に農地を集積するようリードしていく必要があると考える。これから、大規模ほ場整備事業が始まるという状況も踏まえ、仙台市がモデルとなるような取り組みをできればよいと考える。

【質疑 佐藤委員（仙台市土地改良区連絡協議会長）】

- ・ 農地の集積にはすぐには難しいのではないかと考えている。
現在、ほ場整備事業に向けて、農業者の意向等を伺っているが、現地換地を希望している方が大多数なのが現状。農業を生業としてやる方で、農地を借りている人は、いろいろな貸し手から農地を借りており、バラバラに借りている3～4ヶ所を大規模ほ場整備で1ヶ所にまとめて換地することにより、効率的に作業を行うことが可能となるが、枠にはめるような形で集積を進めていくことは難しいと考える。
- ・ また、農地の貸し借りについては、やり方によって、農業経営の安定性が変わることにも留意しなければならない。農地を全面的に借りれば、得られた収入は全て借り手の収入になるが、万一、災害等があり、農作物等に被害が生じた場合、損料の部分についても、負担しなければならず、リスクを負う可能性がある。作業受委託により部分的に請け負うほうが、ある程度、安定した収入が得られるので、むしろ安定した農業経営につながることは否定できないのではないかと。

【応答 伊藤会長（仙台市副市長）】

- ・ 今、伊藤委員、品川委員、佐藤委員からいただいた農地の集積及び営農類型に関する意見等について、事務局からお願いします。

【応答 菊地農林部長】

- ・ 農地の管理については、圧倒的に農地の借り手が少ないというのが現状。
もともと農業経営の法人化は、集団転作から始まった集落営農組織を中心として進めたものであり、一定程度の組織は出来上がっている。
ただ、課題として、貸し手と借り手が安心して農地を貸し借りできるシステムが必要なため、先程、ご意見をいただいた伊藤委員を中心として、今年度、新たな農地管理手法について、方向性の検討を行ったところ。方向性としては、JAが貸したい農地をストックし、再配分するというこれまでの仕組みに、市が加わることによって、貸し手が安心して農地を任せられるシステムにするというもの。今後は、このシステムを地元の農家に理解していただくために、説明会等を実施する予定である。
市としては、法的根拠のある農地法に基づく賃貸借が望ましいと思うが、自分の農地への愛着のある方や土・日だけでも農作業に従事したい方がまだまだ多く、作業受委託も必要であると考えており、農業委員会や土地改良区とも調整を行いながら、基本的な構想の修正等を検討していきたい。

- ・ 営農類型については、ご指摘のとおり農産加工に特化した農業者など、多様な農業の形態があり、現状にあったものとするのが望ましい。これについても、関係機関と調整を行いたい。

【応答 高橋経済局長】

- ・ 伊藤委員からご指摘をいただいた個別経営体の営農類型については、現在、お示ししている7類型にこだわる必要性はないと考えている。

というのも、今回の基本的な構想の見直しにあたり、農産加工という営農類型については、個人個人の経営体による取り組みよりも、むしろ集団で取り組むことが多いのではないかと想定したため、組織経営体のほうに、稲作+農産加工という営農類型を追加した経過がある。

個別経営体の営農類型に、農産加工の営農類型を足すのか、それとも文章の中で、農産加工を含めた文言を追加するのか等、事務局で整理・調整の上、再度、メール等で、委員の皆様方に修正案等についてのご意見等をいただくこととしたい。

5 報 告

(1) 仙台市農業の復旧・復興の取り組みについて

《岡田事業調整係長より報告》資料2のとおり

【質疑 菅野委員（高野委員（仙台農業協同組合代表理事組合長）代理：代表理事専務）】

- ・ 震災以降、仙台市を始め、関係機関が連携し、農業の復旧・復興に向けたさまざまな取り組みを行っていただき、農業者の方々も、営農再開できることを非常に喜んでいるが、営農再開に向けたさらなる取り組みという意味で、JA仙台を代表して一言申し上げたい。

- ・ 1つは、復興交付金事業である被災地域農業復興総合支援事業について、この事業は営農再開に向け、トラクターやコンバイン等の大型農業機械をリースにより導入し、貸し付けするもので、地元集落としても非常に期待が大きく、現在、組合の組織立ち上げ等を進めているところであるが、基幹的農機具などはリース事業により、賄うことができるが、大切なものが抜けているので、復旧したばかりの900haの農地で、この春より営農再開できないのではないかと懸念が生じている。

リース事業で導入した大型農業機械等を保管する格納庫については、我々JAも協力し、シーズン後は、JA等で預かることも検討していきたいと考えているが、津波被害を受けた農業者にとっては、日常的な農作業に使う小さな農機具や小物等、それを収納する農作業場がなく、非常に困っているという声をよく伺う。

特に、今後、復旧工事を行う荒浜地区については、人家もなく、ほぼ更地状態のため、簡易なビニールハウス等を建てて、農機具等を保管しておいた場合、どこに何があるか一目瞭然のため、非常に無用心である。H25年度の営農再開に間に合うよう、既製品の小さな物置等でも構わないので、必要な農機具を収納する場を揃えていただけないか。

- ・ 2つ目は、6次産業化の問題である。今、ご説明いただいたとおり、農業の高付加価値化、高度化の促進のためには、6次産業化は必要であると思うが、農業者自身が加工や販売などに取り組むのが、6次産業化であるという原則を忘れてはいけないと思う。

農業者の生産の部分がなくなり、大きな企業がやって来て、2次・3次産業の部分だけに参入し、6次産業化というのはいかがなものか。もちろん、企業と農業者が補完的

な連携を行う必要はあるだろうが、市としても、そのあたりの指導については、強化いただきたい。

【応答 岡本東部農業復興室長】

- ・ 農作業に必要な不可欠な小物や農機具格納庫に対する支援については、昨年秋より地元の農業者の方々からの要望を受け、市としても、復興交付金で導入する機械の台数の精査等を行い、復興庁に復興交付金の第5次申請を行ったところである。結果を見なければ、農業者のご期待に添うことができるかわからないが、間もなく結果も見えてくると思われるので、結果がわかった段階で、地元の農業者への説明を行い、安心して営農再開ができるように支援してまいりたい。

また、復興交付金に馴染まない農業用資機材等の導入については、東日本大震災農業生産対策交付金等を活用し、必要な農機具等を導入していきたい。

- ・ 6次産業化とは、農業者自らが生産、加工、流通等へ参入する取り組みであることは理解している。

先日の林農林水産大臣が被災地の現地視察を行われた際に、「1次、2次、3次を足して6次産業ではなく、1次と2次と3次を掛け合わせて、6次産業化になるので、どれか1つでもなくなると、0になってしまう」との話が大臣からもなされ、生産者が自身の農作物を活用し、高い付加価値のある生産物を産むことで、高収益を得るというのは、まさにそのとおりでなければならぬと考えていたところである。

6次産業化については、関係機関からも、いろいろとご指導をいただきながら、市としても施策運営を進めていきたい。

【応答 高橋経済局長】

- ・ 復興交付金事業については、当初は、農機具等の小物の導入もOKとのことで、市として申請を行ったものであるが、その後、復興庁と全体的な調整を行っていく中で、小物については対象外ということとなり、復興交付金の活用ができなければ、別の補助金の活用についても、視野に入れながら、検討を行ったため、時間を要してしまった経過がある。農業者の方々には、ご心配をおかけしているが、今しばらく、結果がでるまで、お待ちいただきたい。

- ・ 6次産業化については、地域の農業者が主体となるのは大原則であると理解しており、農と食のフロンティア特区制度の開始にあたっては、特区を活用する企業に、地域農業が荒らされるのではないかという不安はあったが、震災からの復旧・復興に向け、より収益性の高い農業を実現するために、制度を創設したもの。

加工、流通も含めて、さまざまなノウハウを有している企業に対し、1農業者が同じ土俵でわたりあえるかという問題はあるが、市として、6次産業化に意欲を有する農業者に対する人材育成等、農業者のスキルアップ等に向けた支援を行っていきたい。

【応答 菅野代表理事専務（仙台農業協同組合代表理事組合長 高野委員代理）】

- ・ 私が申し上げたのは、企業の参入等を阻害するということではなく、農業者のための6次産業化にしていきたいということだけですので、誤解がないようよろしくお願いいたします。

【質疑 佐藤委員（仙台市土地改良区連絡協議会長）】

- ・ 今、震災からの復旧・復興に向けた取り組みについて、ご報告いただきましたが、市として農業のあり方を考える場合、東部地域の治水対策は、避けて通れない問題である。

東部地域の排水については、内水、外水も含めて、これまで全て貞山運河に流入していたが、震災後の排水機場等の復旧計画を見てみると、今後は、七北田川や他の流域に流すこととなっている。

また、県道亘理塩釜線を嵩上げする計画があるが、県道の嵩上げがどう影響するのか、内水対策をしっかりと行い、機場まで続く道筋までしっかりと作っていかないと、意味がない。

市がきちんと治水対策を行わないと、現在、進めている大規模ほ場整備を行っても、何の役にも立たないこととなるので、ぜひ市としてしっかりと検討をお願いしたい。

【応答 佐々木農林土木課長】

- ・ 東部地域の治水対策については、河川課が窓口となり、昨年2月より検討会議を行っており、その中で、市の復旧・復興事業だけではなく、国土交通省や宮城県の関係事業についても、事業報告及び今後の予定等を協議・調整している。
- ・ 市としても、治水対策の重要性については理解しており、特に、東部地域については、東日本大震災により地盤沈下が顕著であるため、機場の能力アップが必要と考えており、約倍近くまでポンプの能力をアップさせる計画となっている。

そのため、東部地域の北に位置する高砂南部排水機場については、これまで貞山堀に排水していたものを、貞山堀は、大雨等によりたびたび排水規制がかかるので、直接、七北田川へ排出する計画とするとともに、二郷堀排水機場についても、これまで貞山堀に排水していたものを、機場自体をかなり南側に移動させ、排水する計画となっているため、今後は、貞山堀の排水規制にかかわらず、排水が可能となるので、非常によいと考えていたところである。

- ・ また、県道亘理塩釜線の嵩上げについては、接道をどのようにするのか、併せて農業用排水路のボックスの大きさや形態等の課題があると認識しているが、これについては、道路担当部局と農林土木課で、今後、しっかりと対策を検討していきたい。

【応答 佐藤委員（仙台市土地改良区連絡協議会長）】

- ・ 東部地域については、農業用排水だけではなく、都市下水も排水されていることが大きな問題であり、市全体として、排水対策が必要となるのではないかと。

【応答 伊藤会長（仙台市副市長）】

- ・ 東部地域は雨水排水の流入もかなり多く、排水対策を検討する上で、雨水についても考慮しなければならないと伺っている。これについては、農業担当部局だけではなく、ぜひ下水道担当部局とも、しっかりと協議をしながら、進めていただきたい。

【質疑 菊地委員（仙台市議会経済環境委員会副委員長）】

- ・ 時間も限られているようなので、2点だけここで要望を申し上げたい。

1点目は、農業の復旧・復興の取り組みについて、津波により被災した農地の再生に向け、大規模ほ場整備等への取り組みについて、ご説明をいただいたが、農業者の命を守るための方策について、今回の資料には全く記載がなかった。

東部地域においては、農繁期は約2,000名の農業者が農作業に従事しており、農業者の避難等については、総務省なり、消防局の範疇なので、農業担当部局では、考慮する必要もないというのは、いかがなものだろうか？

現在、3本の避難道路を作り、津波が来た場合、東部道路よりも西側への避難を図るというのが、消防局で検討している避難計画のようであるが、12月に津波警報が発令

した際も、周辺道路は大渋滞で避難が困難となったのが現状である。

東部地域に網状の農道を作り、農業者が速やかに逃げることができる状態にしないと、農業者はもとより、周辺に住んでいる住民は安心できない。

とにかく東部道路の西側までどうやって農業者や住民を逃がすか、新たに農道を1本作るのではなく、例えば、曲がっている農道を真っ直ぐな形状にする等の検討を行い、市として、復旧工事・ほ場整備事業を行う国に積極的に働きかけるべきではないか？

- ・ 2点目は、農と食のフロンティア特区に関連して、区域内の農業振興に寄与する新たな事業について、特区認定を受け、税制上の特例措置を受けられるとのご説明をいただいたが、一般的に、国の制度は、震災復興のための一時的な支援策がほとんどで、特区制度についても、時限的なものとなることが想定される。

私は、仙台は被災地の中心として、東北全体の復旧・復興を牽引していく必要があると考えており、今、仙台で行っているさまざまな支援策を、日本の農業のあり方を検討していく上でのプロトタイプとすることが求められているのではないかと考えている。

そのため、時限的な支援策は片手落ちであり、法改正も含めて、抜本的な制度の見直し等を、積極的に国に要望していく必要があるのではないかと考えている。

特に、農地復旧等も含め、大きな課題を抱えている荒浜地区においては、太陽光発電に向けた先進的な取り組み等も検討されているが、現在の制度によると、農地を農地として活用し、作物を栽培している農地の上部に太陽光パネル等を設置することで、発電を行い、発電した電力を農業用に利用することは認められているようであるが、売電等、農業目的以外に活用を行うことはできないのが現状。このような取り組みも含め、市として、国や県にさらに積極的な働きかけが必要となると考えられる。

【応答 高橋経済局長】

- ・ 農道の再整備については、農作業を円滑に行うことを主たる目的として、整備を行うもので、農作業をしている農業者の避難のために、農道の幅を広げるとするのは、少し趣旨に反すると考えられる。

このように、公共の目的で使用する部分を増やすと、当然、農地を減歩せざるを得なくなり、農業者の経営自体に大きく関わってくることとなるため、市としても慎重にならざるを得ない。

農業者の住まいと営農については、密接な関係があるので、道路担当部局や財政局等とも協議しながら、対応を検討していきたい。

【応答 菊地委員（仙台市議会経済環境委員会副委員長）】

- ・ 私が申し上げているのは、農道を太くするというのではなく、農道と避難道路の連結をよくするため、農道の形状等を検討いただきたいということですので、誤解がないようにお願いしたい。

【応答 高橋経済局長】

- ・ 2点目の国や県に対する制度改正等に向けた働きかけについては、今回の震災は、これまで、我々が想定していた災害の規模を超えた、まさに異常事態といえる状況のため、国も、さまざまな規制緩和等の施策を打ち出し、支援をいただいたわけであるが、日本の農業を強くするための方策となると、国全体として、また別の議論が必要となってくると考えられる。

もちろん、将来的に、そのような議論が求められた場合は、農業者の皆様とも協議しながら、さまざまな施策や方策等を国等に提案していきたいと考えている。

(2) 農業経営改善計画等の認定状況について

《山本生産振興係長より報告》資料3のとおり

《質疑なし》

(3) 仙台市水田農業協議会の開催状況について

《山本生産振興係長より報告》資料4のとおり

《質疑なし》

6 その他

(1) 農地法関係省令の改正について

【報告 跡部委員（仙台市議会経済環境委員会委員長）】

- ・ 本協議会は農業関連の復旧・復興等について協議する場ですので、直接は関係のないことですが、防災集団移転に関連して、農地法を改正することにより、移転前の農地について、円滑に取得できるよう規制緩和を求め、1月9日、仙台市長自ら農林水産省に要望活動を行うとともに、市議会としても、与党関係議員に要望活動を行った結果、2月4日、農地法関係省令の改正があり、市街化調整区域の農地の取得について、農地法の手続きが緩和され、自治体が農地を取得することが可能となりましたので、この場をお借りして、ご報告させていただきます。

震災からの復旧・復興については、今後もさまざまな課題等が生じてくるものと考えられますが、本市議会としても、被災地の代表として、また東北唯一の政令指定都市として、国等に対し、現場に即した要望等を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【応答 伊藤会長（仙台市副市長）】

- ・ 今回の農地取得のための規制緩和については、当局と議会がタッグを組み、要望活動を行ったことにより、すみやかな制度の改正等につながり、また被災地全体の復興事業の後押しに繋がっていったものであり、非常に評価できる取り組みだと思います。

(2) 経営再開マスタープランについて

【報告 山本生産振興係長】 資料5のとおり

- ・ 経営再開マスタープランとは、集落や地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体、いわゆる担い手を個人にしていくのか、集落営農組織にしていくのか、担い手へどうやって農地を集めるか、担い手及び、兼業農家等のそれ以外の農業者は具体的には誰なのか？などを含めた地域農業全体の今後の農業のあり方などを決めるものです。

プランの具体的な内容につきましては、後程、資料をご覧ください。

このプランを策定することによって、農地集積支援金や青年就農給付金などのメリットを受けることができることとなります。

本市におきましては、市内全域をカバーするよう、概ねJAの支店単位ごとに14カ所でプランを作成することとしており、今までアンケートの実施や地区や

集落単位で説明会、2回の検討会の開催してきたところであり、今年度中に、プランの作成をする予定で進めております。

(3) 平成 25 年度農政推進協議会の開催時期について

【報告 佐藤農政企画課長】

- ・ 本協議会は、本市の農政の将来構想や基本方針、その他農政推進のための重要事項に関することなどを協議する場であり、来年度は、委員の皆様からいただいたご意見・ご助言などを、翌年度以降の市の施策運営等に反映出来るよう、5月頃に会議を開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7 閉 会

終了 11 : 30